

各種相談のご案内

■ 田辺市・橋本市での出張相談について（要予約・無料）

和歌山県 NPO サポートセンターでは以下の 2 カ所出張相談を行っています。ご希望の方は各センターへお電話でご予約ください。なお、1 件あたりの相談時間は 1 時間までとさせていただきます。

田辺市市民活動センター

- 相談日：原則毎月第 2 金曜日の 10 時半～16 時
- 場 所：田辺市民総合センター 2F
- 相談予約電話番号：0739-26-9833（FAX 同番号）
- 対 象：田辺市を中心とした紀南エリアで活動中、または活動しようとする団体

★日程は新型コロナウイルス感染症の情勢等により、変更になることがあります。必ずご予約ください。

★橋本市市民活動サポートセンターでは、4 月から 6 月は第 2 水曜日に加え、第 4 水曜日にも相談対応を実施します。

橋本市市民活動サポートセンター

- 相談日：原則毎月第 2 水曜日の 10 時～16 時
- 場 所：橋本市保健福祉センター 2F
- 相談予約電話番号：0736-33-0088 FAX：0736-33-0095
- 対 象：原則として橋本市内に拠点を置き活動中、または活動しようとする団体

和歌山県 NPO サポートセンターからのお知らせ

■コロナ禍における NPO 法人の年度末実務

コロナ禍における NPO 法人の年度末実務については情報ブログでご紹介しています。こちらの QR コードからご覧ください。



■和歌山県 NPO サポートセンターでのご相談はできるだけ事前予約をお願いします

和歌山県 NPO サポートセンターでは、対面・電話・メール・ZOOM の 4 つの方法で各種ご相談を受け付けています。特に 6 月下旬までの間は各種ご相談が集中します。スムーズに対応できるよう、以下についてご協力をお願いします。

- 【対 面】できるだけ事前にご予約をお願いします。
- 【電 話】相談のお電話が重なった場合、後刻の対応になることがあります。
- 【メール】3 業務日を過ぎても返信がない場合は迷惑メールに誤判定されている可能性があります。恐れ入りますが改めてお問い合わせください。
- 【ZOOM】事前にご予約ください。

■自宅や事務所から相談可能！ NPO 法人オンライン集中相談デイ

NPO 法人の事業報告書や活動計算書の作成、役員変更、定款変更等に関するご相談をオンラインで受け付ける集中相談デイを設けます。

ZOOM を活用することで、画面を共有しながらわかりやすく説明ができます。ぜひ、ご活用ください。

- 【実施日時】5 月 19 日（木）・5 月 27 日（金）・5 月 28 日（土）の 13 時～17 時。1 団体 1 時間以内。
- 【費 用】無料（通信にかかる費用はご負担）
- 【利用方法】メール（info@wakayama-npo.jp）で、ご希望の日時、団体名、相談内容を送信してください。先着順で受け付けます。後日、アクセスに関する情報をお送りします。

【重要】インボイス制度への対応について

「わか愛愛」2021 年 11 月号で紹介しました、消費税にかかる「インボイス（適格請求書）制度」。2023 年 10 月からの本格導入に向けての検討・準備は進んでいます。既存の事業者は原則として 2023 年 3 月末までに適格事業者番号を取得することが求められており、現在消費税の申告・納付を行っている法人のみなさんは早めの対応が必要です。会計事務所に依頼して消費税の申告・納付を行っている法人の場合は、今年の消費税額申告・納付に合わせて適格事業者申請を行うケースが多いようですので、ご確認ください。現在消費税の申告・納付をしていない法人については事業内容等により適格事業者になったほうが有利かどうかの判断がわかれます。税務署もしくは税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いします。

NPO に関するご相談は

和歌山県 NPO サポートセンター（県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9F）
TEL：073-435-5424 FAX：073-435-5425
メール：info@wakayama-npo.jp URL：https://www.wakayama-npo.jp/
受付時間：火曜日～土曜日 9:00～20:50
日曜日 9:00～17:30
休館日：月曜日・祝祭日・年末年始（12/29～1/3）
【指定管理者：認定特定非営利活動法人わかやま NPO センター】

和歌山県環境生活部 県民局 県民生活課 県民活動団体室
（和歌山県庁本館 2F）
TEL：073-441-2053 FAX：073-433-1771
メール：e0313002@pref.wakayama.lg.jp
URL：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/

【本紙は古紙再生率 70%以上の再生紙を使用しています】

和

になろう

県内で市民活動を行う団体や人を紹介します

NO.61 和歌山大学きのくに線活性化プロジェクト

「和歌山大学きのくに線活性化プロジェクト（以下、きの活）」は和歌山大学の学生有志によるグループ。和歌山の『点』をつなぐ鉄道路線である『きのくに線』を通じて、和歌山の地域振興や活性化を目指します。メンバーの岸本さん、宮井さんにお話をお聞きしました。

きのくに線沿線活性化のために汗を流す

プロジェクト設立は 2019 年。メンバーは 13 名で、現在は紀南地域の活動が中心です。活動のひとつとして景観の改善に取り組んでおり、去年は那智勝浦町の湯川駅で視界を遮っていた草木を伐採。駅のホームから海を見ることができるようになりました。今後は JR や地域の方々とも連携し、那智駅から宇久井駅にかけての海岸付近などで景観改善活動を行っていく予定です。



湯川駅での草刈り

銀河が走る、大学生も走る

昨年きのくに線で運行された観光列車「WEST EXPRESS 銀河」。きの活では「999 人とあなたの WEST EXPRESS 銀河・おもてなしウェーブ」を企画し、沿線地域に参加を呼びかけました。銀河の最終運行日、地域住民が王子ヶ浜（新宮市）、那智川鉄橋（那智勝浦町）など沿線 7 カ所に集まり、手を振ったり旗を振ったりして、おもてなしを行いました。その時の映像をインターネットで公開しています。

また銀河車内で配布された「うみえるマップ」もきの活が企画・発行したパンフレットです。銀河の乗客に対して、きのくに線が誇る絶景の海岸線が見られる区間を紹介しました。



おもてなしウェーブ



カヤックでおもてなし

沿線の地域活性化へアイデアを提案

今年の 10 月から来年の 3 月まで、きのくに線を再び「WEST EXPRESS 銀河」が走るになりました。きの活では JR 西日本和歌山支社、自治体等で構成する受入協議会、地域で暮らすみなさんと連携をとっていききたいと話します。特に今回は、継続的に乗客のみなさんへのおもてなしをしていきたいと意気込んでいます。

去年の運行時は、コロナ禍ということもあり、銀河に乗車予定の方を対象に、「旅の計画会 ONLINE」を開催し、地元ならではの観光地やお店などをオンラインで紹介するイベントを行いました。オンラインで地元の方にも参加していただき、沿線をめぐる話題で毎回盛り上がっています。そこで今後は、学生がやってみたいことを地元のみなさんに提案しながら、地元との関係を構築していくきっかけにしたいと考えています。本来は学生と地元のみなさんが実際に顔を合わせる「フィールドワーク」にもつながりたいところですが、まずはオンラインで関係を構築し、コロナ禍が収まった時点で地域にどんどん入っていく計画です。

線路が魅力ある資源。その熱い想い

今後、沿線全体で活性化に取り組んでいけるように自治体とも連携し、インターネット上でもコンテンツをどんどん提供できるよう、新たな取り組みも検討しています。地域の方々に関心を持ってもらうだけではなく、観光客のみなさんに「きのくに線があるから楽しい思い出ができた」と言ってもらいたい、その積み上げが大切。これからもきのくに線沿線の観光資源を再発見していく取り組みを、きの活のメンバーで進めていきます。きのくに線の魅力を知ってもらいたいから努力を惜しまない、きのくに線への溢れる想いは、大学生から地域へ押し寄せるはず。今後もきの活の活動に期待しましょう。

和歌山大学きのくに線活性化プロジェクト
https://twitter.com/kinokuni_active
https://www.facebook.com/kinokunilineactivation/
https://www.instagram.com/kinokuni_active/



うみえるマップ

INDEX

表紙：「和になろう」和歌山大学きのくに線活性化プロジェクト

p.1：特集 NPO 法人のみなさん、適切に変更登記はされていますか

p.2：助成金＆公募情報

p.3：和歌山県 NPO サポートセンターからのお知らせ

特集 NPO 法人のみなさん、適切に変更登記はされていますか

和歌山県 NPO サポートセンターに寄せられる NPO 法人のみなさんからのご相談案件には、変更登記を伴う手続きに関するものが少なくありません。なかには法務局への変更登記が行われていないケースもみられます。適切に登記を行ってください。

そもそも登記とは

NPO 法人に限らず、日本国内にある様々な法人は法務局に登記が行われています。「法人」とは法律に基づき、団体等に対して法人格を与えたもの。法人格があるため団体として契約行為等が行えるようになります。そして、法人が確かに存在していることの証明として、法務局には登記簿が整えられています。住民と住民票の関係に似ていますね。

わたしたちが転居したり、苗字が変わったり、子供が生まれたりしたときに役所に届け出るように、法人が登記している内容に変更があれば、法務局に届け出る必要があります。

登記している内容とは

NPO 法人が法務局に登記するのは以下の内容です。

- ① 法人の名称
- ② 事務所の所在地
- ③ NPO 法人の目的、行う NPO 活動の種類、行う事業
- ④ 代表権を有する理事の住所・氏名・就任日又は重任日
- ⑤ 法人の設立年月日
- ⑥ NPO 法で規定のある事項以外の解散要件が定款で定められている場合はその要件

上記の①から⑤の 5 項目はすべての NPO 法人の登記簿に記載がある事項となります。そして、登記している内容に変更がある場合は「変更登記」が必要となります。

NPO 法人で登記漏れが多く見受けられるのが、④の「代表権を有する理事」の変更です。代表権を有する理事が交代したときだけに変更登記が必要、と考えられているケースが多いのですが、**理事の任期が到達した場合は、再任の有無に関わらず変更登記が必要になります。**

役員任期が到達するときの登記実務

役員任期が到達した際に行う登記は 2 種類です。

【1】任期到達とともに、同じ人が再任された場合（法務局では再任のことを「重任」といいます）

【2】任期到達とともに、別の方が代表権を持つ理事に新たに選任された場合

どちらのケースでも役員の選任の手続きは同じです。

（1）定款に記載された方法で役員選任を実施する

役員任期が到達する場合は、定款に記載された方法（総会もしくは理事会）で役員を選任します。

（2）代表権を有する理事を制限している場合は、代表権を有する理事を選任する

定款で、代表権を有する理事を 1 人又は若干人に制限している場合は、定款に記載されている方法で代表権を有する理事を選任します。

これは、一般的には理事長・副理事長を選任する手続きです。定款で選任方法を確認してください。「理事による互選」の場合は、理事全員が記名・押印した互選書又は、互選であることが証明できる理事会議事録の作成が必要です。

（1）（2）が終わった後、法務局に役員変更登記を行います。別の方が代表権を持つ理事になる場合は、法人の印鑑証明書の変更が必要になりますので、合わせて行ってください。

登記の際には変更登記申請書のほか、理事を選任した会議の議事録、代表権を有する理事を選任したことを示す互選書もしくは理事会議事録、定款（原本証明が必要）、役員就任承諾書（省略可能な場合があります）、委任状（第三者が代理で登記を行う場合）などが必要です。また、原則として、**議事録や互選書等には実印の押印と印鑑証明書の添付が求められます**が、実印を省略できるケースもありますので、法務局の登記記載例をご確認ください。

なお、変更登記が終わった後は、県庁への役員変更届出の提出も忘れないでくださいね。

事務所を移転するときの登記実務

NPO 法人の事務所を移転する際も変更登記が必要となります。

（1）定款変更が必要かどうか確認し、必要であれば総会で議決する

事務所の所在地を記載した定款の条文を変更する必要があるかどうか確認してください。定款を変更する必要がある場合は、NPO 法人の総会での議決が必要となります。また、所轄庁をまたぐ住所の移転は、移転先の所轄庁の定款変更認証が必要となります。

（2）移転日を決定した会議の議事録等を添付して変更登記を行う

事務所の移転登記を行う際には、いつ、どこに移転す

るかを証する会議の議事録が必要です。一般的には理事会の議事録となります。なお、定款を変更するための総会決議を得る際に、すでに事務所移転日が決定している場合、移転日を総会議事録に記載しておけば、理事会の議事録の添付は不要です。

また、所轄庁をまたぐ移転の場合は、所轄庁の認証書の添付が必要です。

詳しくは法務局ウェブサイトの法人登記記載例のページをご覧ください。わかやま NPO 広場の「NPO 法人の手続き・書類ダウンロード」のアイコンから「各種書類・様式ダウンロード」のコーナーに進んでいただきますと法務局へのリンクがあります。

現在、和歌山県内の法人登記は和歌山地方法務局のみ



新しく和歌山県認証となった NPO 法人

◎NPO 法人 AMURT 日本（白浜町）

2022 年 4 月 8 日認証

代表者 EXERJIAN VAZKEN AKRIBAS

の取り扱いになっていますのでご注意ください。郵送による登記申請も受け付けています。登記手続きに関する案内については、和歌山地方法務局の登記部門で事前予約制で受け付けています。

【連絡先】和歌山地方法務局 073-422-5131（音声ガイダンスにしたがって操作してください）

※和歌山県 NPO サポートセンターでは個々の登記に関する具体的な相談には対応できませんので、ご了承ください。

登記を怠っていると…

登記は組合等登記令という法令に基づき取り扱われています。適切な登記を怠っていると「過料事件」として扱われる可能性があります。登記は忘れず行ってください。

助成金 & 公募情報

ビジネスパーソンボランティア活動助成・シニアボランティア活動助成

【対象団体】 社会福祉の推進に役立つボランティア活動を行っているか行おうとする団体で、「ビジネスパーソン助成」は会社員・団体職員・公務員・経営者・個人事業主が 80%以上、「シニア助成」は 60 歳以上の方が 80%以上、それぞれ含まれるグループ（NPO 法人を含む）

【対象活動】 高齢者福祉、障害者福祉、高校生まで青少年の健全な心を育てる交流ボランティア活動

【助成金額】 1 件原則 10 万円。特に内容が優れている場合は 20 万円を限度。総額 1,000 万円。

【締め切り】 5 月 25 日（水）消印有効

【主 催】 公益財団法人大同生命厚生事業団

詳しくはウェブサイトをご覧ください。

<https://www.daido-life-welfare.or.jp/subsidize/volunteer/>

<https://www.daido-life-welfare.or.jp/subsidize/senior-volunteer/>

近畿ろうきん NPO 事業サポートローン

NPO 法人の資金需要をサポートする融資制度です。

■基本制度

【対象団体】 原則として福祉系の活動を行う NPO 法人

【資金使途】 運転資金、設備資金

【融資金額】 無担保の場合は 1,000 万円以内、有担保の場合は担保評価の範囲内

【返済期間】 無担保の場合は 5 年～ 7 年以内、有担保の場合は 20 年以内。ただし手形貸付の場合は 1 年以内

■つなぎ融資

【対象団体】 NPO 法人

【資金使途】 自治体・政府・福祉医療機構・助成財団などの委託金・補助金・助成金などの支払いまでのつなぎ資金

【融資金額】 委託金・補助金・助成金などの範囲内、かつ原則として 1,000 万円以内

【返済期間】 1 年以内（委託金・補助金・助成金などの受領時に一括返済）

【取扱金融機関】 近畿ろうきん地域共生推進室（06-6449-0842）又は、近畿労働金庫の各営業店・ローンセンターの窓口へ

【備 考】 融資制度ですので、所定の審査があります。ご希望に添えないことがありますのでご了承ください。

【各種情報はブログやメールマガジンで発信中！】

NPO・ボランティア団体のみなさんからのイベント情報、ボランティア募集情報、各種助成金や公募に関する情報等は、和歌山県 NPO ホームページ「わかやま NPO 広場」内の情報ブログ（随時更新）と、ブログに新たに掲載された情報を毎月 2 回コンパクトにお届けするメールマガジン「NPO☆つれもて☆メール」で発信しています。

みなさんからの情報もお待ちしています！

- ▶ 情報ブログはこちらから。
<https://blog.canpan.info/wnc/>
右上の QR コードからもアクセスできます。
- ▶ メールマガジン配信登録は右の QR コードから行っていただけます。
また、info@wakayama-npo.jp へ配信先メールアドレスをお知らせいただく形で登録可能です。

